回長婦命のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による特例免除

7月1日(木)より「令和3年度国民年金保険料免除申請」の受付が始まりました

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した場合、臨時特例措置として、本人申告の所得見込み額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請ができるようになりました。

対象者は?

次のどちらにも当てはまる方が対象です。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した方
- ② 令和2年2月以降の所得状況からみて、当年中の所得見込み額が国民年金保険料免除 基準相当になることが見込まれる方**
 - ※ 当年中の所得見込み額が一部免除基準相当の場合は、それぞれの基準に相当する一 部免除が適用になります。また、免除等の判定により、世帯主及び配偶者も審査の対 象になります(納付猶予の場合は配偶者のみ判定)。

申請する時に必要なものは?

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
 - → 住所、氏名を記入の上押印。 また、特例認定区分欄「3. その他」に○を記入し、「臨時特例」と記入します。
- ② 所得の申立書

免除対象期間は?

令和元年度分→令和2年2月から令和2年6月分まで 令和2年度分→令和2年7月から令和3年6月30日まで 令和3年度分→令和3年7月1日から令和3年6月30日まで

※ 年度ごとに改めて申請する必要があります。

申請方法は?

町民課年金係、または年金事務所にて申請可能です。

◆ 同様の理由による「国民年金保険料学生納付特例」も申請できます。 手続きや申請方法は上記のとおりですが、学生証も併せてご持参ください。

お問い合わせ先

町民課 年金係 函館年金事務所

町民課 年金係 ☎ 47-4681(直通)

☎ 0138-56-1165(国民年金課)